

令和6年12月27日

各 位

社会福祉法人あい
理事長 宮崎 瑞穂

食中毒事故発生によるお詫びとお知らせ

この度、社会福祉法人あいが運営いたします、就労継続B型事業所「群馬大学特別食堂あらまき」におきまして、食中毒事故が発生いたしました。このことにより、令和6年12月20日～22日、所轄保健所である前橋保健所より営業停止処分を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

発症されましたお客様、ご利用者様とごご家族には多大なる苦痛とご迷惑をお掛けいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

また、日頃より社会福祉法人あいの事業所をご利用、ご支援いただいている皆さま、関係者の皆さまにも多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容

令和6年12月14日、食事提供しているグループホームのお客様より「13日の食事をされた方の多数に下痢の症状が発症している」との連絡がございました。これを受け、13日に食事提供いたしましたお客様、事業所様に電話連絡しましたところ、多数の方が腹痛、下痢の症状を発症されていることを確認いたしました。14日13時、前橋市健康部衛生検査課食品衛生係に連絡しましたところ休日では不通、16日8時30分、前橋保健所に出向き状況報告をいたしました。

前橋保健所職員の調査を受け、原因が判明するまでの間、「群馬大学特別食堂あらまき」は営業を自粛することといたしました。12月20日、前橋市保健所の調査の結果、76名（12月20日現在）の方に下痢、腹痛の発症があり、調理従事者からウエルシュ菌が検出され、今回の発症は群馬大学特別食堂あらまきの提供した「キーマカレー」が原因であることが判明いたしました。このことにより、引き続き年内の営業を自粛いたします。

2. 行政処分について

上記の結果を受け、12月20日付で、前橋市保健所より、群馬大学特別食堂あらまきに、以下の通り食品衛生法に基づき営業を停止することを命じられました。

処分事業所 : 社会福祉法人あい 就労継続 B 型事業所「こせら」
群馬大学特別食堂あらまき
所轄保健所 : 前橋市保健所
営業停止期間 : 令和 6 年 12 月 20 日～12 月 22 日
処分の理由 : 食品衛生法第 6 条第 3 号違反
原因物質 : ウエルシュ菌
対象者数 : 81 名

3. 再発防止について

群馬大学特別食堂あらまきでは、この度の事故発生を厳粛に受け止め、前橋市保健所の指導の下、食事の安心、安全の確保に努めて参る所存です。

- ① HACCP に基づく衛生管理の徹底
- ② 仕込み開始前から仕込み終了後までの危害要因と衛生管理の徹底
- ③ こせら職員及び、こせら利用者さんに対する衛生教育の徹底、見直し
- ④ 調理従事者の健康管理方法の見直し
- ⑤ 調理における危害要因と管理手法、対応の再認識

上記①から⑤につきましては、継続的に実施し、管理体制の徹底を行い、チェック体制の強化に努めて参ります。

日頃より群馬大学特別食堂あらまきをご利用下さっている皆さま、社会福祉法人あいをご支援くださっている皆さまに、多大なご迷惑とご心配をお掛けし申し訳、重ねてお詫び申し上げます。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上